

(別紙 1)

米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務仕様書

1 業務の名称

米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、米子湾の水質改善に向けて、米子湾に流入する河川の汚濁負荷量の削減に有効な水質浄化技術を幅広く検討・提案し、その水質浄化技術の効果検証を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

4 業務内容

(1) 業務計画

受注者は、本業務の作業開始に先立ち、業務全体の基本方針、作業手順及びスケジュールに関する業務計画書を作成し、鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課（以下「発注者」という。）に提出すること。

(2) 協議打合せ

ア 受注者は、本業務着手時及び納品時の合計 2 回協議を実施するものとし、別途協議等の必要がある場合は、発注者の指示によりその都度協議するものとする。

イ 受注者は、関係機関との協議において説明資料が必要な場合又は受注者の出席が必要な場合は、その都度協議するものとする。

ウ 発注者との協議打合せにおいて、その内容を記した記録簿を 2 部作成・提出し、双方が各 1 部保管するものとする。

(3) 水質浄化技術の効果検証業務

ア 審査会にて提案した技術について、米子湾の流入河川である加茂川及び新加茂川の水を使用し、汚濁負荷量削減の有効性を検証すること。

イ 主な測定項目及び測定方法は、次の表のとおりとする。

測定項目	測定方法
化学的酸素要求量 (COD)	環境庁告示 59 号 別表 2 1 の (2) のアの表 化学的酸素要求量 (COD) の測定方法の項に掲げる方法
全窒素	環境庁告示 59 号 別表 2 1 の (2) のイの表 全窒素の測定方法の項に掲げる方法
全燐	環境庁告示 59 号 別表 2 1 の (2) のイの表 全燐の測定方法の項に掲げる方法

(注 1) 環境庁告示 59 号：昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」（最終改正：令和 3 年 10 月 7 日環境省告示 62 号）

(注 2) 測定方法等に係る告示が改正された場合は、改正後の測定方法によること。

ウ 流入河川の採水は受注者が行い、運搬等に係る経費は受注者が負担するものとする。

エ 令和 8 年度及び令和 9 年度の現地での実証試験に向けた計画を作成すること。

なお、令和 8 年度は米子湾、令和 9 年度は流入河川での現地実証試験を想定しているが、詳細は別途契約締結後に指示するものとする。

オ 検証結果は適時発注者に報告し、助言等をもらうこと。

(4) 水質浄化技術の評価

水質浄化技術について、次の項目について評価しまとめること。

- ア 実現性（米子湾への流入負荷量の削減に効果的か）
- イ 連続性（米子湾の流入負荷削減が継続的に見込めるか）
- ウ コスト面（事業費の試算）
- エ 実施にあたっての課題

(5) 中間報告書の作成

(3) から (4) までの内容をとりまとめ、令和7年9月30日（火）までに本業務に係る中間報告書を発注者に提出すること。

なお、中間報告書の報告内容や添付書類等については、発注者と随時協議の上、決定すること。

(6) 最終報告書の作成

(3) から (4) まで内容をとりまとめ、最終報告書を作成すること。

(7) 成果物等の提出

受注者は次の成果物を業務期間の終了までに発注者に提出すること。

- ア 業務完了報告書 紙媒体により1部
- イ 計量証明書（原本） 紙媒体により1部
- ウ ア、イを電子化したもの 電子媒体（CD-R等）により1部
- エ その他発注者が指示するもの 1部

(8) 留意事項

ア 受注者は、本業務により発生する廃棄物を受注者の負担で適正に処理しなければならない。

イ 受注者は、本業務を行うに当たり必要な計器類を受注者の負担で用意すること。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
- イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

7 守秘事項等

(1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 受注者は、本業務に従事する者並びに6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。

(4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

8 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

9 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

10 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1.1 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.5 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、業務期間の終了日までに、4（7）の成果物を発注者に提出し、10日以内に発注者の検査を受けること。
- (2) 発注者は、（1）の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (3) 受注者は、（1）の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても（2）の規定を準用する。

1.6 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、1.5（2）の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、1.5（1）の検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく（2）に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

1.7 口座振替依頼

- (1) この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。
- (2) 受注者は、この契約締結後30日以内に口座振替依頼書（別記様式）を甲に提出するものとする。

1.8 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

1.9 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

2.0 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

2.1 契約の解除

- (1) 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 2.0(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ この契約に違反したとき。
- (3) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が(2)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - エ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該

行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(4) 発注者が（2）及び（3）の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(5) 発注者は、（1）の規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

2.2 賠償の予定

受注者が2.1の（3）エに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.3 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.4 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.5 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(別紙 2)

米子湾及び流入河川の水質状況 (参考)

米子湾及び流入河川(加茂川及び新加茂川)の水質の状況は、以下の鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課ウェブページを参考とすること。なお、流入河川の流量については、下表1を参考とすること。

- ・公共用水域の水質測定結果 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20430>)
- ・中海会議-水質・流動部会の報告事項- (<https://www.pref.tottori.lg.jp/320134.htm>)

表1 流入河川の流量の過去データ
加茂川(灘町橋) (m³/s)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4月	5	4.3	0.5	3.3	-0.9	1.2	0	1.3	3.3	2.6	1.5
5月	0.1	0.1	4.9	2.3	3	2.3	5.5	2	-1.5	2.2	0
6月	2.3	0.1	3.9	3.9	1.8	3	5	3.7	1.1	0	1.8
7月	1.8	2.9	5.3	0	1.8	2	2	0	1	0	3.3
8月	2	2.3	1.8	-1.3	1.8	2	-1.1	0	1.6	0	1.5
9月	1.3	1.2	4	0.6	2	1	0	0	0	1.2	1
10月	1.7	1.3	4	1.7	1.8	2	1.8	0	0	0	3
11月	3.6	3.7	1.8	2	2.8	1	3.3	2	1.8	1.8	1.2
12月	0.5	0.4	1.5	-0.8	1.8	1.5	3	1.5	0	3.7	1.5
1月	0.3	0.3	1.3	2	2.5	0	1.8	1.5	2.3	1.7	1.8
2月	1.9	1.7	1.5	1.2	0.4	2.3	0	1.5	1.5	2.7	3.7
3月	0.5	0.3	0.4	1.2	0	3	4.5	2.2	0.8	2	1.2

新加茂川(末広橋) (m³/s)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
4月	3.2	0.7	0.9	0.5	-1.3	0	0.3	-1.8	-1.6	0.6	-0.6
5月	2.4	1	0.9	-2.8	2.9	0.6	1.6	0	-1.7	0	0
6月	4.8	4.3	1.1	0	0	1.9	5.3	1.4	0	0	0
7月	0.8	3.2	0.6	1	2.9	1.6	0	3.5	0	0	3.2
8月	1.6	3.2	3.2	0	1.8	1.4	3.2	3.5	2.1	3.2	3.2
9月	0.3	3.2	-6.4	1.6	0	1.8	1.6	1.4	1.6	1.6	3.2
10月	3.6	1	0	1.6	0	1.4	0	2.6	-1.6	0	2.9
11月	0.6	2.6	0	2.2	2.2	1.6	3.2	2.9	2.2	3.2	2.9
12月	3	2.9	0.9	3.4	1.1	5.1	0	1.6	0	0	0
1月	0.7	2.9	0	1.9	3.8	0	0	1.3	2.2	0	0
2月	1.5	1.9	0	0.8	0.7	0.7	1.3	1.4	1.4	1.3	2.2
3月	0.9	0.5	2.2	-0.3	0.7	2.6	2.6	4.3	0	0	0

表2 地点図



【加茂川】

- 灘町橋
- 天神橋

【新加茂川】

- 深浦橋
- 末広橋
- 美吉橋